

神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱

平成 24 年 2 月 20 日 都市計画総局長
保健福祉局長 } 決定
平成 31 年 4 月 1 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定に基づき神戸市長（以下「市長」という。）が行うサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事前協議)

第 2 条 法第 5 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けようとする者又は法第 9 条の変更を届け出ようとする者（以下、本条において「登録申請等予定者」という。）は、申請又は届出を行う前に、サービス付き高齢者向け住宅事業登録等事前協議書（様式第 1-1 号）を市長に提出して、事前協議を行うことができる。

2 前項の事前協議書には、法第 6 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。以下同じ。）申請書又は法第 9 条第 1 項の変更届出書の案を 3 部添付するものとする。

3 市長は、第 1 項の協議を行った場合は、その結果を、サービス付き高齢者向け住宅事業登録等事前協議結果通知書（様式第 1-2 号）により、登録申請等予定者に通知するものとする。

(登録の申請等)

第 3 条 前条第 1 項の事前協議を行った場合は、法第 6 条第 1 項の登録申請書又は法第 9 条第 1 項の変更届出書を市長に提出する際に、前条第 3 項のサービス付き高齢者向け住宅事業登録等事前協議結果通知書を添付するものとする。

2 法第 6 条第 1 項に定める登録申請又は法第 9 条第 1 項に定める変更届出の書類は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年国土交通省・厚生労働省令第 2 号。以下「規則」という。）に定める別記様式第 1 号又は第 2 号の表紙を除き、市長に 3 部提出するものとする。

3 規則第 7 条第 14 号及び第 29 条に規定する「その他市長が必要と認める書類」は、次の各号とする。

- 一 法第 17 条に基づく登録事項等についての説明書
- 二 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 29 条 1 項の規定される有料老人ホームに該当する場合は、「神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める重要事項説明書
- 三 登録を申請しようとする者が代理人を定める場合にあっては、委任状

(設備基準)

第 4 条 規則第 9 条に規定する台所とは、コンロ、シンク及び調理台（概ね幅 300mm 以上のもの）を備えた調理施設（間口 1,200mm 以上のもの）とする。

(共同利用部分の面積基準)

第 5 条 法第 7 条第 1 項第 1 号の各居住部分（以下「住戸」という。）の床面積が 18㎡以上 25㎡未満の場合における、規則第 8 条の「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が

高齢者が共同で利用するため十分な面積を有する場合」は、次の各号のいずれかの場合とする。

- 一 住戸の床面積が20㎡以上かつ住戸に台所を備える場合で、共同で利用する居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備又は浴室（脱衣室を含む）、地域交流のためのスペース（入居者の生活環境に影響を与えないと市長が認めたもの）（以下「共同利用部分」という。）の面積の合計が、次の式を満たす場合

（共同利用部分の面積の合計＋床面積が25㎡未満となる住戸の床面積の合計）／床面積が25㎡未満となる住戸の戸数 \geq 23㎡

- 二 住戸の面積又は設備が前号に適合しない場合で、共同利用部分の面積の合計が、次の式を満たす場合

（共同利用部分の面積の合計＋床面積が25㎡未満となる住戸の床面積の合計）／床面積が25㎡未満となる住戸の戸数 \geq 25㎡

- 三 改正前の法第6条に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅として登録されたサービス付き高齢者専用賃貸住宅（以下「サービス付き高専賃」という。）に係る登録の申請等であり、共同で利用する居間及び食堂の面積の合計が、次の式を満たす場合

共同で利用する居間及び食堂の面積の合計／床面積が25㎡未満となる住戸の戸数 \geq 0.9㎡

（共同利用部分の設備基準）

第6条（法第7条第1項第2号関係）規則第9条の「共用部分に共同して利用するために適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」は、次の各項のいずれかの場合とする。

2 次の各号のすべてを満たす場合

- 一 台所 規則第1条第1号の「食事の提供に関する事業（以下「食事提供事業」という。）を実施し、かつ、当該食事提供事業の用に供する設備等を当該サービス付き高齢者向け住宅と一体で備え、共同利用部分に台所を一体として備えた食堂を設けること。なお、共同利用部分の食堂のうち、床面積が最も大きいもののうち少なくとも一箇所については、第4条の間口の規定にかかわらず間口が2,400mm以上の台所を備えていること。

- 二 収納設備 施錠可能な個別の収納設備を、収納設備を備えていない住戸の戸数と同数以上備えていること。

- 三 浴室 以下のア又はイを満たしていること。ただし、浴室を備えていない住戸のある階に浴室がない場合は、同住戸のある階から浴室のある階まで移動できるエレベーターを備えていること。

ア 個別浴槽（ユニットバス等）を、浴室を備えていない住戸の戸数10戸につき1以上備えていること。

イ 同時に2名以上が入浴可能な大浴室を備えており、対象となる入居者が9時から17時の間に1名あたり1時間以上利用できることを示す入浴計画が作成されていること。

なお、入浴時には、1名あたり1.2㎡以上の浴室面積とカーン1つを確保すること。

- 3 サービス付き高専賃に係る登録の申請等であり、台所、収納設備又は浴室に関し、その登録を受けた際と同等以上の居住環境を確保している場合

(床面積の算定基準)

第7条 住戸の床面積及び共同利用部分の面積の算定は、壁芯を基準に行うものとする。ただし、同面積に、入居者が利用できない部分（デッドスペース）は含めないものとする。

2 前項の面積には、パイプスペース（給排水やガス、電気等の配管を収納した空間。内部にメーターボックス（水道、ガス、電気等のメーターを収納した空間）がある場合を含む。）の面積を含めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の面積に含めることができるパイプスペースの面積は、1の住戸につき1㎡以下、共同利用部分に備える1の設備につき1㎡以下とする。

(既存改修の場合の耐震基準及びエレベーターの基準)

第8条 規則第15条の2第1項の規定により、高齢者居住安定確保計画に定めるところにより、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合においても、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準（新耐震基準（昭和56年6月施行））に適合又は同等の耐震性能を有し、かつエレベーターについては法第7条第1項第3号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準を満たすこととする。

(登録等の通知)

第9条 法第7条第3項の登録の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第2号-1）により市長が行い、法第9条第3項の規定に基づく変更の登録を行った際の通知は、手数料を徴収した変更の届出に対してサービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書（様式第2号-2）により市長が行うものとする。

2 法第7条第4項の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準に適合しない理由通知書（様式第3号）により市長が行うものとする。

3 前2項の規定は、法第9条第1項の変更届出書が提出された場合に準用するものとする。

(登録の拒否)

第10条 法第8条第2項の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第4号）により市長が行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第11条 法第10条の登録簿の閲覧の場所は、建築住宅局住宅政策課とする。

2 登録簿を閲覧する者は、閲覧簿に住所・氏名等を記入するものとする。

(廃業等の届出)

第12条 法第12条第1項及び第2項の廃業等の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書（様式第5号）により市長へ行うものとする。

(登録の抹消)

第13条 法第13条第1項第1号の登録の抹消の申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式第6号）により市長へ行うものとする。

(報告、検査等)

第14条 法第24条第1項の報告、検査等は、登録の有効期間内に、市長が必要に応じて行うものとする。

(登録事項の訂正等の指示)

第15条 法第25条第1項の訂正の申請の指示は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項訂正指示書(様式第7号)により市長が行うものとする。

2 法第25条第2項及び第3項に定める必要な措置についての指示は、サービス付き高齢者向け住宅事業是正指示書(様式第8号)より市長が行うものとする。

(登録の取消し)

第16条 法第26条第3項の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(事業開始の届出)

第17条 登録事業者は、登録事業を開始したときは、その日から30日以内にサービス付き高齢者向け住宅事業開始届(様式第10号)により市長へ届出を行うものとする。

(指定登録機関の指定)

第18条 市長は、法第28条第1項及び第2項の規定に基づき、指定登録機関の指定を行うことができる。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部又は一部を行おうとする者(以下「指定登録機関申請者」という。)は、指定登録機関指定申請書(様式第11号)により、市長に指定の申請をするものとする。

3 市長は、前項の指定の申請書の提出を受け、法第30条各号の指定の基準に適合していると認めるときは、指定登録機関として指定するものとし、指定登録機関指定承認通知書(様式第12号)により、指定登録機関申請者に通知するものとする。

4 市長が、前項の規定により、指定登録機関の指定を行ったときは、第2条、第3条第1項及び第2項、第9条、第10条、第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定登録機関」とする。

5 市長が、第3項の規定により、指定登録機関の指定を行ったときは、第11条第1項中「建築住宅局住宅政策課」とあるのは、「指定登録機関が登録事務を行う事務所」とする。

(指定登録機関の登録事務規程の設置)

第19条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定めることとする。

2 登録事務規程で定める事項は、規則第25条各号に掲げる事項とする。

(登録事務の標準処理日数)

第20条 法第5条第1項に定める登録事務の標準的な処理日数は20日とする。ただし、申請書類の補正に要する期間及び次の各号を除く。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 2 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 4 日から施行する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 30 年 11 月 30 日までに登録を行った、サービス付き高齢者住宅事業の変更の登録及び登録の更新の場合は、第 4 条から第 8 条に規定する基準に代わり、附則第 3 条から第 5 条に規定する基準を適用することができるものとする。

第 3 条 法第 7 条第 1 項第 1 号の各居住部分の床面積及び規則第 8 条の共同利用部分の面積の算定は、壁芯を基準に行うものとする。

2 前項の面積には、パイプスペース（給排水やガス、電気等の配管を収納した空間。内部にメーターボックス（水道、ガス、電気等のメーターを収納した空間）がある場合を含む。）の面積を含めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法第 7 条第 1 項第 1 号の各居住部分の床面積に含めることができるパイプスペースの面積は、 1 m^2 以下とする。なお、メーターボックスだけの場合は、同床面積に含めることができないものとする。

第 4 条 法第 7 条第 1 項第 1 号の各居住部分の床面積が 18 m^2 以上 25 m^2 未満の場合における、規則第 8 条の「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同で利用するため十分な面積を有する場合」は、次の各号とする。

一 共同で利用する居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備又は浴室（脱衣室を含む）の面積の合計が（共同利用部分の面積の合計+床面積が 25 m^2 未満となる各居住部分の床面積の合計）/床面積が 25 m^2 未満となる居住部分の戸数 $\geq 25\text{ m}^2$ となる場合

二 改正前の法第 6 条に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅として登録されたサービス付き高齢者専用賃貸住宅（以下「サービス付き高専賃」という。）に係る登録の申請等であり、共同利用部分が以下を満たす場合

共同で利用する居間及び食堂の面積の合計／床面積が 25 m²未満となる居室の戸数 \geq 0.9 m²

第5条 (法第7条第1項第2号関係) 規則第9条の「共用部分に共同して利用するために適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各部分(以下、本条において「住戸」という。)に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」は、次の各項とする。

2 次の各号を満たす場合

一 台所 台所を備えていない住戸のある階ごとに、調理施設(コンロ、シンク及び調理台を備えたもの)を、同住戸の戸数10戸につき1以上備えていること。

二 収納設備 施錠可能な個別の収納設備を、収納設備を備えていない住戸の戸数と同数以上備えていること。

三 浴室 以下のア又はイを満たしていること。ただし、浴室を備えていない住戸のある階に浴室がない場合は、同住戸のある階から浴室のある階まで移動できるエレベーターを備えていること。

ア 個別浴槽(ユニットバス等)を、浴室を備えていない住戸の戸数10戸につき1以上備えていること。

イ 同時に2名以上が入浴可能な大浴室を備えており、対象となる入居者が一日に一回以上利用できることを示す入浴計画が作成されていること。

3 サービス付き高専賃に係る登録の申請等であり、台所、収納設備又は浴室に関し、その登録を受けた際と同等以上の居住環境を確保している場合

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(参考)

別表 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る手数料表

様式第1-1号（要綱第2条第1項関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業登録等（更新申請・変更届）事前協議書

年 月 日

神戸市長様

申請者住所又は
主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

印

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に基づく申請(同第2項の更新、第9条に基づく変更の届出)を行うに当たり、神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、下記により事前に協議します。

記

協議者の名称等	フリガナ				
	名称又は氏名				
	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
住宅の名称等	フリガナ				
	住宅の名称				
	住宅の所在地	(郵便番号 -)			
	更新又は変更の場合	登録年月日	(和暦で記入) 年 月 日	登録番号	

○担当者（委任を受けた代理者等）

所属			
職・氏名		連絡先電話番号	

(備考)

登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載することとする。

(申請者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録等（更新申請・変更届）事前協議結果通知書

(和暦で記入) 年 月 日付けで事前協議のあったサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等（更新申請・変更届）について、神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 協議者
 - (1) 名称又は氏名
 - (2) 住所

- 2 住宅の名称・所在地
 - (1) 住宅の名称
 - (2) 住宅の所在地

- 3 協議結果

(和暦で記入) 第 年 月 日 号

(申請者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書

(和暦で記入) 年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項に基づき、下記のとおり登録しましたので、同条第3項の規定により、通知します。

記

- 1 登録年月日 (和暦で記入) 年 月 日 (更新の場合は更新回数記載)
- 2 登録番号
- 3 登録申請者 氏名
住所
- 4 住宅の名称
- 5 住宅の位置

第 号
(和暦で記入) 年 月 日

(申請者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書

(和暦で記入) 年 月 日付で届出があったサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更については、高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第3項の規定に基づき、変更の登録をいたしましたので、神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱第9条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 登録年月日 (和暦で記入) 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 登録申請者 氏名
住所
- 4 住宅の名称
- 5 住宅の位置

(申請者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準に適合しない理由通知書

(和暦で記入) 年 月 日付で申請（登録事項等の変更の届出）のあったサービス付き高齢者向け住宅事業について、下記の理由により登録基準に適合しないと認めますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第4項（神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱第9条第2項（第3項））の規定に基づき、通知します。

記

登録基準に適合しない理由

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(申請者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書

(和暦で記入) 年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記の理由により登録を拒否しますので、同条第2項の規定により、通知します。

記

登録を拒否する理由

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

神戸市長様

登録事業者住所又は
主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項(第2項)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日・登録番号	(和暦で記入) 年 月 日 No.
住宅の名称	
住宅の位置	
廃業の理由	
廃業予定日	(和暦で記入) 年 月 日

(備考)

登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載することとする。

神戸市長様

登録事業者住所又は
主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録年月日・登録番号	(和暦で記入) 年 月 日 No.
住宅の名称	
住宅の位置	
抹消の理由	
抹消理由発生年月日	(和暦で記入) 年 月 日

(備考)

登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載することとする。

第 号
(和暦で記入) 年 月 日

(登録事業者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項訂正指示書

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条第1項の規定に基づき、下記の理由により訂正（変更）の申請を行うよう指示します。

記

- 1 登録年月日 (和暦で記入) 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の位置
- 5 訂正（変更）の申請を行うよう指示する内容及び理由

第 号
(和暦で記入) 年 月 日

(登録事業者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業是正指示書

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 25 条第 2 項（第 3 項）の規定に基づき、下記の理由により是正を行い、その内容について報告するよう指示します。

記

- 1 登録年月日 (和暦で記入) 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の位置
- 5 是正の報告を行うよう指示する内容及び理由

(登録事業者名) 様

神戸市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記の理由により登録を取り消すことを決定したので、同条第3項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 登録年月日 (和暦で記入) 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の位置
- 5 登録を取り消す理由

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

神戸市長 あて

<登録事業者>

住所又は主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業開始届

(和暦を記入) 年 月 日付で登録の通知を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業については、当該事業を開始しましたので、神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱第 17 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業開始する住宅の登録番号・名称 .
2. 事業開始日 年 月 日
 最初の入居者の入居 (予定) 日 年 月 日
3. 登録事項等の変更の有無 ※「有」と回答した場合は、変更届を 3 部提出してください
 (1) 登録事項の変更 (有・無)
 (2) 入居者資格※の限定 (有・無)

→「有」の詳細 []

※入居者資格：次の①または②に該当する者

- ①単身高齢者世帯
- ②高齢者+同居者 (配偶者/60 歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると市長等が認める者)
 (「高齢者」とは、60 歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満の者をいう。)

4. 連絡先

担当者	氏名 (ふりがな)	()		
	所属/職名			
	電話番号			
	メールアドレス			
住宅の事務所	電話番号		FAX 番号	

【添付書類】

- ①入居者募集のパンフレットやチラシ 3 部
- ②登録申請時に誓約書を提出した書類 (雇用契約書、資格証など) 3 部

神戸市長 あて

<指定登録機関申請者>

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

指定登録機関指定申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 28 条第 1 項の指定を受けたいので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 登録の業務を行う事務所の所在地及び名称
- 2 指定を受けようとする事務
- 3 登録の業務を開始しようとする年月日
平成 年 月 日

【添付書類】

- 1 定款又は寄付行為
- 2 登記簿の謄本
- 3 前年度及び本年度の事業計画書
- 4 前年度の収支決算書及び本年度の収支予算書
- 5 現在行っている業務内容
- 6 役員の氏名及び略歴
- 7 組織図
- 8 組織及び運営に係る諸規定
- 9 事務所の所在を記載した書類
- 10 役員が高齢者の居住の安定確保に関する法律第 29 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定に該当しない旨の市町村長の証明書又はそれを証する書類
- 11 主な出資者を記載した書類
- 12 当該登録事務を行う職員の体制、実施の方法その他登録事務の実施に関する計画又は事務規程案
- 13 当該登録事務以外の業務によって、当該登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨の申立書

(指定登録機関名) 様

神戸市長

指定登録機関指定承認通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 28 条第 1 項に規定する指定登録機関として、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定登録機関の名称及び住所
- 2 サービス付き高齢者向け住宅の登録事務を行う事務所の所在地
- 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録事務の開始の日
平成 年 月 日

(別表)

神戸市 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る手数料表

区分 (号)	戸数等	料金	
当初申請 法第5条第1項に基づく 申請	～10	25,000 円	
	11～20	30,000 円	
	21～30	34,000 円	
	31～40	38,000 円	
	41～50	42,000 円	
	51～70	50,000 円	
	71～100	63,000 円	
	101～	75,000 円	
	加算	①面積・設備に例外基準適用	10,000 円
		②前払家賃等の徴収	7,000 円
③利用権方式		5,000 円	
更新申請 法第5条第2項に基づく 申請	～10	9,000 円	
	11～20	10,000 円	
	21～30	12,000 円	
	31～40	13,000 円	
	41～50	14,000 円	
	51～70	17,000 円	
	71～100	21,000 円	
	101～	25,000 円	
	加算	①面積・設備に例外基準適用	4,000 円
		②前払家賃等の徴収	3,000 円
③利用権方式		2,000 円	
変更届出 法第9条第1項に基づく 届出のうち、法第6条第 1項七～十二号、十四 号、十五号*に規定する 事項に係るもの、同条 第2項に規定する添付 書類の記載事項*に係る もの (*はその一部)	～10	13,000 円	
	11～20	15,000 円	
	21～30	17,000 円	
	31～40	19,000 円	
	41～50	21,000 円	
	51～70	25,000 円	
	71～100	32,000 円	
	101～	38,000 円	
	加算	①面積・設備に例外基準適用	5,000 円
		②前払家賃等の徴収	4,000 円
③利用権方式		3,000 円	